

富浦分遣所非常電源設備設置工事 仕 様 書

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

富浦分遣所非常電源設備設置工事仕様書

[工事概要]

- ① 工事名 富浦分遣所非常電源設備設置工事
- ② 工事場所 千葉県南房総市富浦町多田良 1 1 9 1 番地

- ③ 工事内容 非常電源設備設置工事
- ・ 発電機（可搬形キャスター付）の新設
 - ・ 非常電源設備電気工事

敷地面積 3 5 5 . 4 4 m²

【消防庁舎】

構造 : RC 造

階数 : 2 階建て

延べ面積 : 1 4 1 . 0 m²

- ④ 工期 契約日の翌日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで

- ⑤ 注意事項 以下の点について、請負者は特に注意を払うこと

【一般事項】

- ・ 発注者と情報共有を図るとともに、打合せを十分に行う。
- ・ 工事に必要な届出等は、請負者が実施し費用を負担する。
- ・ 現場施工において必要と考えられる消耗品及び資機材等や発生材に係る費用を含む。
- ・ 施工中における近隣住民等からの苦情や発注者等からの指示があった場合には、真摯に対応する。

【周辺環境への配慮について】

- ・ 工事中の騒音、振動、粉塵等の程度を事前に把握し、周辺環境へ影響がある作業は、十分に配慮した施工計画を作成する。
- ・ 重機は、低騒音・低振動型を使用し、かつ、できる限り騒音・振動が発生しないように配慮する。
- ・ 工事関係車両の不要なアイドリングは行わない。
- ・ 発生材、砂塵や粉塵等の飛散がないように配慮する。

【安全対策について】

- ・ 出入口（工事ゲート）に誘導員を配置する。

- ・トラック等車両が公道に出る際は、タイヤの泥を落とす。
- ・工事関係者の出勤車両等は、コロナ対策を徹底しながら乗り合い等で工事関係車両の数を減らす配慮を行う。
- ・敷地近隣における工事関係車両の待機等を目的とした駐停車はしない。

【建築基準法等関係法令について】

- ・建設工事に伴う届出に係る費用は、本工事に全て含む。
- ・発注者の工事完了検査合格後であっても、建築確認完了検査等の指摘により発生する追加費用については、請負者の責めに帰する事由によるものであるときは、請負者の負担とする。以上のことは、消防法等の関係法令についても同様とする。

【共通事項】

- ①工事契約の範囲 本工事は、本仕様書に記した図書に記載されたものすべてを含むものとする。
- ②優先順位 本工事における設計図書等の優先順位は下記のとおり。
- | | |
|---------|------------------|
| 1.質疑応答書 | 2.現場説明事項 |
| 3.特記仕様書 | 4.設計図 |
| 5.標準仕様書 | 6.公共規格及びこれに準ずる規格 |
- ③設計図書の疑義
- ・工事に先立ち設計図書に関するくい違い、疑義を調査し、監督職員に書面にて報告する。
 - ・上記の疑義は監督職員と協議し、また、指示により適正な解決を図る。
 - ・設計図書の表示に省略又は軽微な漏れがあっても、設計図書全体の仕様水準に見合った社会通念上常識的工事は、監督職員の指示により請負者の責任で完成させなければならない。また、これによる請負金額及び工期の変更は行わない。
 - ・施工者は今までの経験からして、設計図書の仕様では問題が生じるおそれのあると判断した部分については、積極的な提案を行い、より良い解決が図れるようにする。
- ④変更 工事の部分的な取り合い、補強その他軽微な変更による請負金額及び 工期の変更は認めない。

なお、設計変更等については、契約書第 19 条から第 24 条を参照とする。

- | | |
|------------|---|
| ⑤材料の承認 | 仮設工事以外の諸材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受けてから施工する。 |
| ⑥工事現場の管理 | 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従い、常に衛生、火災、盗難その他事故防止に努め、常に工事現場の管理整頓に注意する。 |
| ⑦工事写真 | 工事工程毎に重要な箇所の工事着工前、工事中、完了後の状況を写真記録し、整理の上各 1 部提出する。特に不可視となる部分の出来形管理については施工状況がわかるように記録すること。 |
| ⑧引き渡し | 本工事引き渡しの際は監督職員、検査員の立会検査を受けて合格の上引き渡すものとする。 |
| ⑨完成時の提出図書等 | 完成図面 A-3 版 1 部
工事関係図書 1 部
(本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの)
保全に関する資料 1 部
電子成果品 1 部 |
| ⑩建設廃棄物 | 建設廃棄物にかかる関係法令を遵守する。 |
| ⑪建設副産物対策－1 | 請負金額が 1,000 千円以上であったときは、元請業者は千葉県建設 副産物対策の手引き(令和 3 年 3 月)に定めた「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し提出すること。
また、これらの実施記録は工事完成後一年間保存しておくこと。
なお、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事である場合は、同法第 18 条の規定による発注者への報告を兼ねるものとする。 |
| ⑫建設副産物対策－2 | 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建 |

建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたっては、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

⑬問合せ先

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
総務課 TEL：0470（22）2902

箱山町防衛隊分遣所：平塚県南相模郡大井町大字 119-1



縮小図 S=1:100

